【国際医療福祉大学献体の会に関する Q&A】

１．入会について

Q. 国際医療福祉大学 献体の会に入会するにはどうすればよいのですか？

A. 国際医療福祉大学 献体の会事務局（以降、本会事務局）に入会希望のお電話をください。入会資料を送付いたします。入会資料をご熟読の上、十分にご納得いただけた方は、入会申込書および同意書に必要事項を記入の上、本会事務局までご返送ください。

Q. 入会希望の問い合わせは、メールでも受け付けてもらえますか？

A. 入会希望のお問い合わせは、メールまたはお手紙でも受け付けております。ただし、入会申込書（本様式）はご本人の献体の意思を、お電話にてご確認した上で発行しますので、お電話にてご本人の意思確認が取れていない場合は、入会申込書は見本版を送付いたします。

Q. 入会時に親族の同意は必要ですか？

A. 入会にはご親族（20 歳以上の成人）の同意が必要です。ご親族の中から一人でも反対者が現れた場合、献体を実行することはできません。「入会のしおり」をご熟読の上、ご親族と十分にお話し合いをしてから、同意者欄にお名前をいただくようお願いいたします。なお、身寄りがおられない方は、本会事務局にご相談ください。

Q. 入会に年齢制限はありますか？

A. 年齢制限は設けておりませんが、お若い方の入会はお断りする場合がございます。

Q. ドナー登録（臓器提供意思表示）していても献体できますか？

A. アイバンクへの重複登録は可能ですが、片眼のみの提供をお願いしております。また、死後に眼球以外の臓器を提供された方は、防腐処理ができないため、献体が行えませんのでご了承ください。

Q. 感染症を患っていても献体できますか？

A. クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患されている方は献体できません。また、感染力の強い病気に罹患されている方は、献体できない場合がありますので、本会事務局にご相談ください。

Q. 感染症以外の病気、または手術をした場合でも献体できますか？

A. 手術中に死亡した場合は献体できませんが、過去の手術で一部臓器を摘出されている方でも献体は可能です。感染症以外の病気に罹患されている方も献体は可能です。

Q. 入会申込書を本人が記入できない場合は、どうすれば良いですか？

A. ご本人自筆での記入が原則ですが、病気・障害などの理由で自筆が難しい場合には、本会事務局にご相談ください。

Q. 入会をする際の個人情報の扱いが心配です。

A. 国際医療福祉大学 献体の会は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等に結びつかぬよう「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。皆様からご提供いただいた個人情報は、本会の運営に関する目的以外には一切利用いたしません。また、本会の運営による広報誌等への個人名の記載については、ご本人の同意を得たうえで掲載いたします。

2. 会員登録後について

Q. 入会申込書を返送した後は、どのような手続きがありますか？

A. ご返送いただいた入会申込書の内容を、本会事務局が確認を行った上で、入会を承認いたします。そして、会員登録完了となった方から「会員証」と「献体登録証」および「献体の手引き」をお送りいたします。

Q. 入会同意書に署名した後、同意者に行ってもらうことはありますか？

A. 入会登録後に本会事務局からお送りする「献体の手引き」などの資料を、同意者さまにお渡しして、よくお読みいただいてください。献体の手続きについてご質問、不明な点などございましたら、本会事務局（0476-28-1031）までご連絡ください。

Q. 会員登録後、住所変更があった場合どうすればよいですか？

A. 新しい住所を本会事務局までお知らせください。入会可能地域内の転居であれば住所変更をしていただくだけで結構です。入会可能地域以外への転居については、本会事務局にご相談ください。

Q. 会員登録後、同意者全員と連絡が取れなくなった場合どうすればよいですか？

A. 本会事務局にご連絡ください。新しい同意者を追記していただきます。

Q. 状況や心境が変わって、会員登録を取り消したい時はどうすればいいですか？

A. 献体の登録は本人の自由な意思によって決定されます。したがって退会も自由です。氏名、会員番号、日付、（差し支えなければ）退会理由を記入し、会員証とともに本会事務局にお送りください。なお、お電話による退会は、聞き違い等による間違い防止のためお受けしておりませんので、予めご了承ください。

3. 献体について

Q. 献体による解剖とは何ですか？

A. 解剖には大きく分けて次の 3 種類があります。

1．正常解剖 ― 正常な人体の構造を理解するための解剖
2．病理解剖 ― 病気の状態、病気の診断と治療効果を判定するための解剖
3．司法解剖 ― 犯罪性のある死体の死因を究明するための解剖

献体による解剖は「正常解剖」に該当します。

Q. 遺体はどういった目的で解剖するのですか？

A. お預かりするご遺体は、主として医学生の教育のために解剖し、人体の構造を学ばせていただきます。さらに、会員さま及びご遺族のご承諾をいただける場合は、医学研究、医師（歯科医師を含む）に対する臨床医学の教育、その他医療従事者（養成機関の学生を含む）に対する教育、といった教育・研究を目的とした解剖に用いることがあります。

Q. 献体をするときの費用はどうなりますか？

A. 基本的には無料です。ご遺体の大学への搬送、火葬の経費は大学が負担いたします。ただし、亡くなられた場所からご遺体を大学以外へ搬送する場合、また葬儀を執り行う場合は、ご遺族の経費負担でお願いします。

Q. 大学に遺体を引き渡すときに棺を用意する必要がありますか？

A. 大学へのご遺体の搬送は、お棺を用いず搬送用寝具を用いますので、お棺のご用意は必要ありません。また、ご葬儀やお別れ会等でお棺を準備されます場合は、ご遺族の経費負担となります。

Q. 埋火葬許可証を発行してもらう際、火葬場の欄には何と記入すればよいですか？

A. 大学のある成田市で火葬のため「八富成田斎場」とご記入願います。八富成田斎場の住所は「千葉県成田市吉倉 124 番地 11」です。火葬場の名称に誤りがありますと、火葬の手続きが滞る可能性がございます。

Q. 献体の前に葬儀を執り行うことは可能ですか？

A. 葬儀・お別れ会など行うことができます。その場合、ご遺体の傷みを抑えるため、冷蔵室での安置、ドライアイスでの冷却などを葬儀社にご依頼ください。冷却保管を実施できない場合は、原則亡くなられてから 3 日以内を受け入れ限度とします。冷却保管を実施できる場合は 5 日以内を受け入れ限度とします。

Q. 会員が旅先や遠方で死亡した場合、献体できますか？

A. 本学でお迎えに行けない遠方で死亡した場合は、ご遺体の受け入れをお断りすることがございます。ただし、最寄りの献体団体でご遺体を引き取っていただける場合がありますので、まずは本会事務局にご連絡ください。

Q. 死亡したときの状態によって献体できなくなることがあると聞きましたが、どんな場合ですか？

A. 交通事故や墜落事故等、内臓破裂や血管損傷にいたる事故死の場合、献体はできません。自殺の場合も献体できません。また、死因に犯罪の疑いがある場合の司法解剖、特殊な病気や病気の原因・進行状況等を調べるため病理解剖を受ける方は、いずれも献体はできません。

Q. 献体時に遺品を預けることはできますか？

A. 故人の思い出の品（遺品）については、火葬手続きの関係上、原則お預かりできません。

4. 献体後について

Q. 献体後、解剖が開始されるまでの間なら遺体と対面できますか？

A. 申し訳ありませんが、大学でのお別れやご対面はお断りしています。

Q. 火葬に立ち会うことができますか？

A. 申し訳ありませんが、火葬の立ち会いについてはお断りしています。ご遺体が大学に搬入された後、ご遺骨の返還まで面会はご遠慮願います。

Q. 火葬後の遺骨はどうなりますか？

A. ご遺骨はご遺族に返還いたします。国際医療福祉大学成田キャンパスにてお手渡しいたします。ご遺骨返還式の場所・時間の詳細は、郵便にてお知らせいたします。

Q. ご遺骨返還式に出席できない場合どうしたらよいですか？

A. 個別にご返却日を設けるなど、ご遺族にお手渡しするよう調整いたします。

Q. 遺骨返還の目安時期はどの程度でしょうか？

A. ご遺体をお預かりしてから、概ね 3～4 年後にご遺骨をお返しいたします。